年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年3月までの期間及び8年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から7年3月まで

② 平成8年4月から同年6月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、平成4年4月から7年3月までと8年4月から同年6月までが申請免除となっていたが、私は国民年金保険料の免除申請をしたことは無い。それに申請免除とされている期間においても、仕事は順調で経済的に何の問題も無かったので、保険料は継続して納めてきた。保険料を納めた際に受け取っていた領収書などは残っていないが、申立期間においても国民年金保険料は間違い無く納めたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和42年4月に国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間①の直前までの国民年金被保険者期間(300か月)において6か月間を除き保険料を納付し続けており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間についても月1万円前後の保険料を銀行で納付書により納めており、免除申請をしたことは無い。」としているところ、申立人が納めたとする保険料額は申立期間当時の保険料額と概ね一致しており、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は、「申立期間当時、勤務先では店長として勤務し、概ね毎月50万円前後の所得があった。」としているところ、当時の店舗を経営してい

た事業所の経理担当者は、「申立期間当時において申立人は店長であり、当時 の資料がないため給与額は確認できないものの、給与額は低くなかったと思 う。」と証言していることから、申立人の主張は信用できるとともに、保険料 を納めるに当たり経済的に問題は無かったものと推認される上、免除申請が認 められる所得要件に該当していたとは考え難いことから、申立人は、申立期間 の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から56年3月まで

② 昭和57年10月及び同年11月

私は昭和46年11月に勤務していた会社を退職した後、両親に国民年金への加入を勧められていたこともあり、すぐに国民年金に加入し、61年4月から第3号被保険者になるまでは保険料を欠かさず納めてきた。加入当初の保険料は1か月500円ほどで、年金手帳に印紙を貼ってもらっていたが、すぐに信用金庫や郵便局で保険料を納付書で納付するようになった。

社会保険事務所で年金記録を調べたら、昭和46年11月から56年3月までと57年10月と同年11月が未加入となっていたが、保険料は間違い無く納めてきたので未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人は、その直前及び直後の期間の保険料をそれぞれ任意加入被保険者として現年度納付しており、昭和 58 年度及び 59 年度については保険料を前納するなど、国民年金加入期間において未納もなく納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②当時において生活環境や経済状況に変わりは無く、資格喪失及び資格取得の手続をした記憶は無いとしており、戸籍の附票から、当時の住所地に変更が無いこと、及び社会保険事務所の記録から、申立人の夫が継続して厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立人の主張には信びょう性がある。

さらに、申立人が申立期間②に係る任意加入被保険者の資格喪失手続を行い、 その2か月後に任意加入被保険者の資格再取得手続を行う合理的な理由は見 当たらず、当該期間が未加入期間とされているのは不自然である上、市によると、申立期間②当時は年度当初に当該年度の1年分の納付書をまとめて送付していたとしていることから、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付書により納付することは可能であったことがうかがえる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和56年5月14日に払い出されていることが確認できる上、46年11月ごろに、これとは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は任意加入被保険者であるため、申立人の手帳記号番号が払い 出された昭和56年5月の時点では、さかのぼって申立期間①の保険料を納付 することができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、結婚前は国民年金に加入していなかったが、結婚後については、店を経営していた夫が、町役場で加入手続を行い、同時に過去の未納期間について、さかのぼってまとめて保険料を納付してくれた。その後は、夫が付加保険料を含め夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

年金受給の相談のために社会保険事務所に行った際、申立期間が未納とされていることに気付いたが、夫の保険料は納付済みであり、私の保険料だけ納付していないとは考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の保険料を納付していたとするその夫は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和50年9月からは、申立期間を除き、付加保険料も納付しており、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立 人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められな いことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

昭和 41 年度から国民年金保険料の納付を開始した。昭和 50 年ごろ、市役所で 41 年度以降の過去の未納期間について、特例納付などによりさかのぼってすべて納付した。納付した金額は8万円か9万円ぐらいだった。ところが、年金記録では、特例納付した期間の一部である 42 年6月から 43 年3月までの期間だけが未納になっている。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、市役所を訪れ、申立人が国民年金保険料の納付を開始した昭和41年度以降の未納期間について、年金手帳を提示し、特例納付などによりさかのぼって保険料をすべて納付したいと申し出て、その際、発行された納付書により全額納付したと主張しているところ、申立人は、41年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付したと主張する50年は特例納付の実施期間中である。また、申立期間及び43年10月から48年3月までの期間の保険料を特例納付した金額並びに48年4月から50年3月までの期間の保険料を過年度納付した金額の合計額は76,650円であり、申立人が納付したと主張する金額とおおむね一致している。以上のことから、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

さらに、申立人の被保険者原票によると、昭和 43 年 10 月から 48 年 3 月までの期間を特例納付により、同年 4 月から 50 年 3 月までの期間を過年度納付により保険料を納付した旨の記録が確認でき、申立期間の 10 か月のみを未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について 国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から47年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

③ 昭和53年1月から同年3月まで

④ 昭和54年2月及び同年3月

私は、平成19年ごろに社会保険事務所から送付された年金記録の通知書 を確認したところ、未納期間があることが分かった。

国民年金保険料は、毎月訪問してきた集金人に納付していた記憶があり、 店を引き継いだころから地震までは商売も順調で、保険料の未納があること は考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、申立人は、地震まで商売も順調で保険料が納付できなかったことは無く、夫婦一緒に納付していたとしており、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和47年4月以降、申立期間②、③及び④並びに平成8年12月及び9年1月を除き、国民年金被保険者期間の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②、③及び④は、合わせても1年未満の比較的短期間である上、申立期間の前後はそれぞれ保険料の納付済期間であり、当該期間の生活状況に特段の変化が見られない申立人及びその妻が、当該期間の保険料を納付していないとは考え難い。

一方、申立期間①について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番

号払出簿によると、申立人は、昭和47年3月25日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できること、及び市が保管する被保険者名簿によると、同年4月25日に申立人夫婦の被保険者名簿が作成されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認できる上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を集金人に納付していた としているものの、国民年金の加入手続及び納付した時期に関する記憶が無い 上、申立期間①に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申 告書等等)は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から47年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

③ 昭和53年1月から同年3月まで

④ 昭和54年2月及び同年3月

私は、夫が平成 19 年ごろに社会保険事務所から送付された年金記録の通知書を確認したところ、未納期間があることが分かった。

国民年金保険料は、毎月訪問してきた集金人に納付していた記憶があり、 夫が店を引き継いだころから地震までは商売も順調で、保険料の未納がある ことは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、申立人は、地震まで商売も順調で保険料が納付できなかったことは無く、夫婦一緒に納付していたとしており、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和47年4月以降、申立期間②、③及び④並びに平成9年1月を除き、国民年金被保険者期間の保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険から国民年金への切り替え時の手続きを適正に行っており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②、③及び④は、合わせても1年未満の比較的短期間である上、申立期間の前後はそれぞれ保険料の納付済期間であり、当該期間の生活状況に特段の変化が見られない申立人及びその夫が、当該期間の保険料を納付していないとは考え難い。

一方、申立期間①について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和47年3月25日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できること、及び市が保管する被保険者名簿によると、同年4月25日に申立人夫婦の被保険者名簿が作成されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認できる上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を集金人に納付していた としているものの、国民年金の加入手続及び納付した時期に関する記憶が無い 上、申立期間①に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申 告書等)は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかが わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足の年である昭和36年5月に結婚し、結婚と同時にA町に転居した。転居してすぐに、A町の町内の世話役であるBさんから、国民年金制度が発足したことについての説明とともに、国民年金への加入と保険料の納付を奨められ、これを受けて国民年金に加入し、保険料の納付を始めた。

保険料は町内会の人が集めに来られ、納付するごとに一枚のカードに印を押してもらっていた。

国民年金に加入し、保険料の納付を始めたのは、結婚に伴いA町に転居した時期であることは絶対に間違い無く、未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、国民年金制度発足の年である昭和36年5月に結婚し、 結婚を契機にA町に転居した直後に、地区の世話役から国民年金制度が発足し たことについての説明とともに、国民年金への加入と保険料の納付についての 勧奨を受けたため、国民年金に加入し、保険料の納付を始めたものであり、当 該世話役から勧奨を受けた近隣住民のほとんどが同様に保険料を納付してい たと主張しているところ、i)当時、同地区に居住していた住民の証言による と、申立人夫婦が同地区に転居してきた36年当時、当該世話役が、国民年金 制度が始まったとして、地区住民宅を戸別に訪問して国民年金への加入を勧奨 しており、自身もその勧奨を契機に国民年金に加入し、制度開始時点から保険料を納付していると証言していること、ii)当該世話役及び上記の証言者を含め、今回確認できた当時の近隣住民5人のすべてが、厚生年金保険加入期間を除き、制度開始時点から保険料を納付していることが確認できることから、申立人夫婦の主張の信憑性は高い。

さらに、申立人夫婦の主張する納付方法についても、制度発足当初から地域 の納付組織に委託していたとする市の納付方法と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足の年である昭和36年5月に結婚し、結婚と同時にA町に転居した。転居してすぐに、A町の町内の世話役であるBさんから、国民年金制度が発足したことについての説明とともに、国民年金への加入と保険料の納付を奨められ、これを受けて国民年金に加入し、保険料の納付を始めた。

保険料は町内会の人が集めに来られ、納付するごとに一枚のカードに印を押してもらっていた。

国民年金に加入し、保険料の納付を始めたのは、結婚に伴いB町に転居した時期であることは絶対に間違い無く、未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、国民年金制度発足の年である昭和36年5月に結婚し、 結婚を契機にA町に転居した直後に、地区の世話役から国民年金制度が発足し たことについての説明とともに、国民年金への加入と保険料の納付についての 勧奨を受けたため、国民年金に加入し、保険料の納付を始めたものであり、当 該世話役から勧奨を受けた近隣住民のほとんどが同様に保険料を納付してい たと主張しているところ、i)当時、同地区に居住していた住民の証言による と、申立人夫婦が同地区に転居してきた36年当時、当該世話役が、国民年金 制度が始まったとして、地区住民宅を戸別に訪問して国民年金への加入を勧奨 しており、自身もその勧奨を契機に国民年金に加入し、制度開始時点から保険料を納付していると証言していること、ii)当該世話役及び上記の証言者を含め、今回確認できた当時の近隣住民5人のすべてが、厚生年金保険加入期間を除き、制度開始時点から保険料を納付していることが確認できることから、申立人夫婦の主張の信憑性は高い。

さらに、申立人夫婦の主張する納付方法についても、制度発足当初から地域 の納付組織に委託していたとする市の納付方法と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年4月1日から34年8月1日までの期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における資格取得日に係る記録を33年4月1日、資格喪失日に係る記録を34年8月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 4 月から同年 9 月までを 1 万 2,000 円、同年 10 月から 34 年 7 月までを 1 万 6,000 円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年4月1日まで 私は、昭和32年の春にA社に入社し、主にB社の製品を運送していた。 また、製品を運搬するのに資格が必要となった初年度に、B社で講習と実技 試験を受け、同資格を取得した。前の会社ではもらっていなかった健康保険 被保険者証と厚生年金保険証書を持っていたことを覚えており、このA社に 勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年4月1日から35年4月1日まで、A社で勤務していたと主張しているところ、元同僚の証言により、32年4月ごろから勤務していたことが推認できる。

また、i)申立人がA社在職時、制度開始初年度に取得したとする資格の根拠である政令の施行日が昭和34年9月30日であること、ii)申立人のことを記憶している元同僚は、「自分が同社を辞めたときには、申立人は既に退社していたように思う。」としており、社会保険事務所が保管するオンライン記録において、当該元同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年10月28日と確認できること、iii)申立人が同社在職中に世話になり、自身が同社を辞めたときにも在籍していたとする元同僚は、上記オンライン記録において同年8月11日に同社における被保険者資格を喪失したことが確認でき

ることから判断して、申立人は、少なくとも同年7月末まで同社で勤務したものと推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る関係資料は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の一部(原本の2ページ及び転記後のもの1ページ)のみであり、社会保険事務局で別途作成された調査資料(作成時期、経緯等は不明)は存在するものの、当該調査資料についても、健康保険番号に被保険者名の記載が無いもの(欠番)が9か所確認できる上、オンライン記録の無い者や資格喪失日が不明の者が多数存在していることが確認できる。また、このことについて、社会保険事務局に照会したところ、「関連資料はこれらがすべてであり、当局で作成した資料についても、いつごろ、どのような経緯で作成したかは不明である。」としている。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録のある元同僚3人(申立人と同職種の者二人を含む。)は、同社では全員が正社員で、厚生年金保険に加入していたと証言し、そのうち二人(被保険者資格取得日は昭和31年5月1日及び32年7月1日)は1年程度の試用期間があったと証言しており、社会保険事務局が作成した上記調査資料を見ると、申立人の主張する入社時期及びこれらの元同僚の証言と合致する時期である33年の上半期に被保険者資格を取得したとみられる健康保険番号について被保険者氏名の記載が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から34年7月31日までA社で勤務し、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は33年4月1日、同喪失日は34年8月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社の元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和33年4月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から34年7月までを1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(後継会社は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日、資格喪失日に係る記録を45年8月1日に、C社本店(後継会社は、B社)における資格喪失日に係る記録を47年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、36年7月から同年9月までは1万円、同年10月から38年2月までは1万6,000円、45年7月は4万2,000円、47年3月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、A社は、申立人に係る昭和 36 年7月から 38 年2月までの期間及び 45 年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 また、C社本店は、申立人に係る 47 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月1日から38年3月1日まで

② 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

③ 昭和47年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、3か月の試用期間後、正社員となり、45年7月31日に会社が倒産するまでの間、同社D支店に勤務し、倒産後は、関連法人であったC社本店に籍を替えて勤務し、47年4月1日付けでB社本店に戻り、平成17年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人は、同社において昭和36年4月1日から平成17年9月30日までの間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の元同僚の供述内容及び社会保険庁の記録によると、入社後2、3か月後に厚生年金保険に加入していることがうかがえ、人事記録からは申立人についても入社後3か月の試用期間があったことが確認できる上、事業主も「人事記録から判断すると、正社員となった7月から厚生年金保険に加入させ、

保険料も控除していたと思われる。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において継続して勤務し (昭和36年7月に厚生年金保険に加入。45年8月1日にA社からC社本店に 異動。47年4月1日にC社本店からB社本店に異動)、申立期間に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社において申立人と同時期に入社し、同様の業務に従事していたとする元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和36年7月から同年9月までは1万円、同年10月から38年2月までは1万6,000円、申立期間②に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の45年6月の記録から、4万2,000円、申立期間③に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の47年2月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所が保管する当 該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①につい て、申立人に係る加入記録は無く、申立人に係る申立てどおりの被保険者資格 の取得届や、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基 礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しない とは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に、社会保険事務所の記録 どおりの資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に 係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、事業主が申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年1月4日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を26年4月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を27年10月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、24年1月から同年4月までは600円、26年4月は7,000円、27年10月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月4日から同年5月2日まで

② 昭和26年4月1日から同年5月2日まで

③ 昭和27年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和24年1月4日にA社に入社してから60年12月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間に欠落している期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び健康保険組合の被保険者記録により、申立人は、A社において昭和24年1月4日から60年12月31日までの間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①について、事業主は「入社時から従業員を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申立人と同時期に勤務し、同様の業務に従事したと推認される年齢が近い元従業員の標準報酬月額の記録から、昭和24年1月から同年4月までは600円、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の同社D支店における26年5月の社会保険事務所の記録から7,000円、申立期間③に係る標準報酬月額については、申立人の同社C支店における27年11月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、納付したかどうかは不明であるとしており、この ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断 せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本店における資格取得日に係る記録を昭和20年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和20年11月10日から21年2月1日まで 私は、昭和20年11月10日付けでA社本店に入社し、56年10月末に退職するまで継続して同社に勤務していた。

入社当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保 険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する社員名簿から、申立人は、申立期間の始期に当たる昭和 20年 11月 10日に同社本店に入社し、56年 10月 31日に退職するまで継続して同社で勤務していたことが確認できる。

また、同社の企業年金基金に係る一時金支払通知書(源泉徴収票)の記載から、申立人は、入社直後の昭和20年11月20日から加入員の資格を取得したことが確認できるため、20年11月の給与から、企業年金基金の掛金とともに、厚生年金保険料についても控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人と同期入社で、申立期間当時に申立人がA社に在籍していたと証言している元同僚は、昭和20年12月1日に同社B支店に入社し、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格も取得したとしており、申立期間当時、同社では試用期間は無かったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は入社日である昭和20年11月10日

に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間について、事業主により給 与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和21年2月のA社本店に係る社会保険事務所の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社(現在は、B社)に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月18日から同年10月1日まで

高校を卒業し、昭和34年5月18日にA社に入社した。ねんきん特別便で 資格取得日が同年10月1日となっているが、私が所持している厚生年金保 険被保険者証では、資格取得日が同年5月18日となっており、ねんきん特 別便の資格取得日より前に同社に入社したにもかかわらず、申立期間の被保 険者記録が抜けているのは何かの間違いではないか。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された失業保険被保険者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が、昭和34年5月28日から43年11月24日までの間、A社で勤務していたことが確認できる上、複数の元同僚の証言から、申立人は34年5月ごろから勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和34年10月1日となっているものの、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和34年5月18日」と記載されており、この日付は、雇用保険の被保険者資格取得日(34年5月28日)及び元同僚の証言とおおむね一致している。

さらに、社会保険事務所において厚生年金保険被保険者証の再交付を行う場合には、当該被保険者証の記号番号を払い出した社会保険事務所に資格取得日の確認を行った上で行うこととされており、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所では、「厚生年金保険被保険者証を再交付する場合は、健康保険厚

生年金保険被保険者名簿等の記録に基づき資格取得日を確認していた。しかし、申立人に係る被保険者名簿の資格取得日が昭和34年10月1日となっているにもかかわらず、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日が同年5月18日となっている理由については不明である。」と回答しており、当該被保険者証は、社会保険事務所において何らかの記録に基づき資格取得日を確認した上で再発行されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者 資格取得日は、昭和34年5月18日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から45年1月1日まで

私は、B社で仕事をしていたが、昭和43年8月に倒産し退職することになった。当時、A社から、すぐに入社してほしいとの要請があったので、社会保険が完備していることを確認した上で、同年9月1日に入社した。入社した月には政府管掌健康保険の被保険者証を入手したことを鮮明に記憶している。

入社当初の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前まで勤務していたB社の倒産に伴い(昭和43年8月21日資格喪失)、同様業種のA社へすぐに転職したとしているところ、B社の複数の元同僚がそれを裏付ける証言をしている上、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者によると、当時、同社(本社)における営業社員は申立人のみであり、申立人は正社員だったので試用期間等は無く、入社月の給与から保険料を控除していたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管する申立てに

係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿における、申立期間直前に資格喪失している申立人と同様職種の被保険者及び申立期間当時、申立人と同年代の別職種の被保険者の標準報酬月額の記録から、昭和43年9月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届、算定基礎届及び喪失届が提出されたにもかかわらず、社会保険事務所が複数回に渡ってこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月から44年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月1日から42年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月1日から42年4月1日まで

② 昭和52年7月29日から54年7月1日まで

昭和41年12月1日から42年4月1日まで、A社(現在は、C社)D支店から管理職へ新規登用のために同社B支店に転勤し、管理職研修に参加していた期間と、昭和52年7月29日から54年7月1日まで、E町において営業していたF社本社に正社員として在籍していた期間の年金記録が漏れています。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和 41年12月1日にA社D支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、 42年4月1日にA社G支店において同資格を取得しており、41年12月1日 から42年4月1日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、C社から提出された申立人の同社における在籍に係る回答 書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間①においても A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の元同僚3人は、「申立人は、休職や退職すること無くD支店から継続してB支店に転勤してきた。」と証言している上、当該元同僚は、いずれも厚生年金保険の被保険者記録は継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社D支店に係る昭和 41 年 11 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月1日から42年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間②の期間のうち、昭和53年4月16日から54年2月15日までF社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、F社の元事業主は、「同社は地震に遭遇した上に、法人を 既に解散しており、当時の関係書類をすべて処分しているため、申立人に係 る資料は不明である。また、申立期間当時、給与計算事務をしていた妻は既 に死亡しており、当時の経理事務担当者とも連絡がとれない。」と証言して おり、申立人の勤務状況及び保険料控除の有無について確認することができ ない。

また、元従業員の一人は、「正社員のほかに、出来高制で社会保険に加入せずに勤務していた社員もいた。」としている上、元事業主は、「申立期間当時、保険料節約のために社会保険に加入したくないと申し出る従業員は加入させなかったような記憶もある。」と証言しており、給与計算事務をしていたとする元事業主の妻については厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、元事業主は、申立期間当時のF社における労働者数は、本社、支社を合わせておよそ30人であったと証言しているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数と照合してみると、最大時で27人、最小時で19人であり、申立期間当時、従業員の中に厚生年金保険に加入していなかった者が複数いたことがうかがえる上、同被保険者名簿を見ても、申立期間②当時の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)

は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月30日から40年12月1日まで 私は、昭和38年11月30日にA社に入社し、41年1月15日まで勤務し たが、社会保険庁の記録では、38年11月30日の入社から40年12月1日 の間の厚生年金保険被保険者記録が記載されていないので、記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月30日から41年1月15日までA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同社において40年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年1月15日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る労働者名簿において、申立人の雇入れ(入社)日が昭和40年4月1日となっていることから、申立人は、申立期間のうち、同年4月1日から同年12月1日までの期間は同社で正社員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人とA社の同じ支店で同じ業務に従事していた5人の元同僚は、 「正社員として在職中は、毎月、給与から厚生年金保険料を控除されており、 当該期間の厚生年金保険の記録に欠落は無い。」と証言している。

一方、申立期間のうち、昭和38年11月30日から40年3月31日までの期間については、上記元同僚の証言から、申立人が、A社で勤務していたことは

推認できるが、申立人の勤務形態等は明確でなく、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年12月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関連資料が無く不明としているが、仮に事業主から昭和 40 年 4月1日付けの資格取得届が提出された場合には、その後に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定の機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該処理を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 40 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和25年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年11月から24年4月までは1,200円、同年5月から25年5月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から25年6月1日まで

私は、昭和23年4月から28年3月までの間、継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、私の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年4月1日から28年3月18日までの間、A社に継続して勤務していたとしており、聞き取り調査を行った元同僚3人によると、i)申立人は同社に継続して勤務しており、当時、短期間の退職及び再就職をした者はいなかったとしていること、ii)そのうち一人は、自分の入社時(昭和25年3月1日に被保険者資格を取得)には、申立人は先輩職員として既に勤務していたとしていること、iii)元同僚が証言する当時の事業所の状況や申立人の業務内容等についての証言は、申立人の主張と一致していることから、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る新規適用時の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格取得年月日欄及び資格喪失年月日欄に標準報酬等級及びその適用年月日を記載したものが多数確認できる上、申立人が同社において資格取得したページを見ると、申立人の資格喪失日欄には「23.11.1」と記載されているものの、同ページに記載されている元同僚の記録を見ると、資格喪失日欄に標準報酬等級が記載されており、その年月日は申立人の資格喪失日と

同日であることが確認できる。

さらに、新規適用時の厚生年金保険被保険者名簿の書き換え名簿を見ると、i)標準報酬等級の適用年月日を資格取得年月日と誤認し転記した事例が見られること、ii)新規適用時の同名簿において、資格喪失年月日欄に標準報酬等級及びその適用年月日の記載が確認できる被保険者には、新たな健康保険番号が付番されており、厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失したものとして扱っていたことが確認できることから、新規適用時の同名簿に係る記録の信びょう性は疑わしく、それらの事例は申立人の前後に集中していることから、申立人についても、他の被保険者と同様に資格喪失年月日欄に標準報酬等級の適用年月日が誤って記載され、厚生年金保険の被保険者資格を当該日に喪失したものと処理された可能性は否定できない。

加えて、これらのことについて社会保険事務所に照会したところ、申立期間当時の資料等は無く、上記被保険者名簿の記載の経緯等は不明であるとしているものの、A社に係る新規適用時の厚生年金保険被保険者名簿の記載については、誤認や転記ミス等の発生が懸念される不適切な事務処理であったと思われるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、元同僚の供述及び社会保険事務所の記録から判断すると、申立人の申立期間に係る資格喪失日は昭和25年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後における標準報酬月額の記録及び申立期間当時の元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和23年11月から24年4月までは1,200円、同年5月から25年5月までは3,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月から11年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年10月は20万円、同年11月及び同年12月は26万円、11年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から11年7月1日まで 私がA社で勤務した平成8年1月1日から11年7月1日までの標準報酬 月額が、実際の報酬に見合っていないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年10月から11年6月までについては、社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額は17万円となっているものの、申立人が所持する給与明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、10年10月は20万円、同年11月以降11年6月までは28万円であることが確認できる。また、当該給与明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、10年10月は32万円、同年11月及び同年12月は26万円、11年1月及び同年2月は22万円、同年3月は32万円、同年4月から6月までは30万円であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基

づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか 低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年10月から11年6月までの標準報酬月額については、10年10月は保険料控除額に基づき20万円、同年11月及び12月は報酬月額に基づき26万円、11年1月及び同年2月は報酬月額に基づき22万円、同年3月から同年6月までは保険料控除額に基づき28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年10月から11年6月までを除く期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致することから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から47年1月11日まで 平成14年10月ごろに社会保険事務所で老齢年金を請求した際、脱退手 当金を支払っていると説明を受けた。

しかし、昭和47年1月にA社を退職した際には、会社から脱退手当金に関する説明は無かった。また、退職して2か月後に出産したが、出産手当金の手続もしてもらっていないまま、夫の転勤に伴って転居していたので、脱退手当金の支給決定を行ったとされている同年4月には、脱退手当金を請求できなかったはずであり、脱退手当金を受け取った記録になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社を退職し、脱退手当金の受給要件を満たしている従業員31人(申立人を除く。)のうち、脱退手当金の受給記録がある者は一人のみであり、その一人については、支給決定日が厚生年金保険被保険者資格を喪失後約1年2か月後である上、申立期間当時の事務担当者及び経理担当者が共に、脱退手当金の代理請求は無かったと証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来は、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の4つの事業所における厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、5つの事業所における被保険者期間のうち、申立期間(39か月)のみを請求し、残る4つの事業所における被保険者期間(計78か月)を失念して脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 24 年 4 月 6 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 35 年 1 月 20 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A 社本社における資格取得日に係る記録を 24 年 4 月 6 日、同社 B 支店における資格喪失日に係る記録を 35 年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、24 年 4 月は 7,800 円、同年 5 月は 8,000 円、35 年 1 月は 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和24年4月及び同年5月並びに35年1月 の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められ る。

また、昭和28年9月14日から同年9月15日までの期間、29年4月1日から同年4月13日までの期間、30年2月16日から同年2月17日までの期間及び32年4月3日から同年4月4日までの期間については、申立人のA社C支店における資格取得日は28年9月14日、同社B支店における資格取得日は29年4月1日、同社本社における資格取得日は30年2月16日、同社B支店における資格取得日は32年4月3日と認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月6日から同年6月1日まで

- ② 昭和28年9月14日から同年9月15日まで
- ③ 昭和29年4月1日から同年4月13日まで
- ④ 昭和30年2月16日から同年2月17日まで
- ⑤ 昭和32年4月3日から同年4月4日まで
- ⑥ 昭和35年1月20日から同年2月1日まで

昭和23年7月1日から定年退職した55年9月30日まで、A社に勤務していましたが、厚生年金保険加入期間に一致しないところがあります。正しい記録に訂正してください。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び⑥については、雇用保険の記録、A社が保管する職員名簿及び申立人に係る経歴記録並びに複数の元同僚の証言から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(昭和24年4月6日に同社D支店から同社本社に異動、35年2月1日に同社B支店から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、24年4月は7,800円、同年5月は8,000円、申立期間⑥の標準報酬月額については、34年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保 険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情 が無いため、行ったとは認められない。

2 申立期間②、③、④及び⑤については、雇用保険の記録、上記の職員名簿 及び経歴記録から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務していたこと が確認できる。

また、申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言から判断すると、申立人のA 社C支店における資格取得日は昭和28年9月14日、同社B支店における資 格取得日は29年4月1日、同社本社における資格取得日は30年2月16日、 同社B支店における資格取得日は32年4月3日と認められる。

兵庫国民年金 事案 1303

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年7月まで

私は、高校卒業後、兄が経営する店を手伝っており、私が 20 歳になった時に、兄が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた上で、国民年金保険料を納付してくれていた。

もう一度、年金記録の調査をしてもらいたいと思い、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄が申立人の国民年金加入手続を行った上で、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしているものの、その兄から国民年金に係る具体的な話を聞いたことが無く、当時の国民年金手帳の記憶は無いとしている上、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立期間当時に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

また、申立人の兄によると、「私たち夫婦二人の国民年金保険料は納付していたことは覚えているが、弟の国民年金保険料を納付していたかどうかは覚えていない。」としている上、申立人の兄が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 11 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から54年3月まで

私は、昭和50年11月の結婚を機に、国民年金に加入した。同年12月ごろ、電話だったと思うが、結婚前に国民年金保険料を納付していないので、さかのぼって納付するよう言われて、手書きの納付書にて国民年金保険料を納付した記憶がある。いつも妻と一緒に国民年金保険料を納付していたのに、妻と納付時期がずれているのは、考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を機に昭和50年11月ごろ国民年金に加入したとしているが、 市が保管している申立人及びその妻の国民年金被保険者資格取得届を見ると、 夫婦連名による届出が56年7月22日に行われていることが確認でき、この記 録は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿に記載された払 出日(同年7月1日)の記録ともおおむね一致する。

また、上記資格取得届を見ると、届出時点までに申立人が公的年金に加入していなかったことを確認した上で受付されていることが確認でき、上記届出日以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記資格取得届によると、申立期間直後の昭和 54 年4月から 56 年9月までの納付書が発行されていることが確認でき、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間の保険料を同年9月5日と57年4月30日に納付していることが確認できるものの、申立期間については、時効により過年度納付書が発行されなかったものと推認でき、保険料を納付することができたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1305

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から52年5月まで

私は、昭和46年に会社を退職したことにより無収入になったことを母親が心配して、私の国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれるようになった。52年5月まで母親に保険料を納付してもらっていたと思うが、その後、母親の看病や死去で保険料は納付できないようになった。55年4月ごろに未納に気付いたのでその後は自分で納付するようになった。

平成19年ごろに母親が保険料を納付してくれていた期間が未納とされていることが分かったので、21年に年金を裁定請求すると同時に申し立てることにした。当時の領収書といった証拠となるものは残っていないが、母親が納めてくれていた保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月12日に払い出されていることが確認できる上、申立人には、申立期間当時の国民年金手帳についての具体的な記憶は無く、46年ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、会社を退職した昭和46年1月に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法についての記憶が無い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は

無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も 見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1306

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から56年8月まで

私は、昭和52年1月に会社を退職し、事業を始めた。会社を辞めれば、 国民年金に加入する必要があることは熟知しており、直ちに、社会保険事務 所か市役所に行き、加入手続を行った。当時、私の妻も国民年金保険料を納 付していた。妻と一緒に納付したかどうかについての記憶は定かでは無いが、 私がこの期間の保険料を納付していることを証明できる確定申告書を提出 する。

なお、私の名前は、「A」と読むが、「B」という文字は当用漢字になっておらず、「C」では無く、「D」と呼ばれることも多く、記録に誤りが生じる原因とも考えられる。

私がE市で保険料を納付していた期間の納付記録が抜けているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票によると、申立期間の納付記録欄に納付記録が認められない上、市の収滞納記録においても申立期間に係る申立人の納付記録は確認できない。

また、上記の国民年金被保険者原票及び市の収滞納記録によると、いずれにおいても、申立人は昭和52年1月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、56年9月30日に国民年金被保険者資格を再取得した旨の記載が確認できることから、申立期間について、申立人は国民年金の被保険者としては取り扱われておらず、未加入の期間となり、保険料を納付することができたとは考え難い。

さらに、申立人が提出した申立期間に係るとする昭和53年、54年及び55

年分の確定申告書(控)の社会保険料控除額に記載されている国民年金保険料額は、各年の一人分の現年度保険料額と一致している。また、56年分については、1月から8月までの一人分の保険料と9月から12月までの二人分の保険料の合計額に相当する金額が記載され、57年分については、この年に夫婦二人が1年間に納付した場合の金額を申告している。これらは、申立人及びその妻の社会保険庁の各年の納付記録と一致しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことは確認できない。なお、申立人は、昭和52年、53年、54年及び55年分については、申立人本人のみの保険料を記載し、56年及び57年分については、社会保険料の控除額について、妻の保険料分も申告出来ることを知って、二人分の保険料を申告したと主張しているが、申立期間に申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月29日から36年4月1日まで

昭和30年4月1日にA社に入社し、43年3月31日まで同社B支店で勤務していた。所得税を始め、様々なものが給与から控除されていたことを記憶しており、勤務期間の途中から社会保険料が控除されなくなったが、国民年金に加入するまでの期間は厚生年金保険に加入していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年4月1日から43年3月31日までA社B支店で勤務したと主張しているが、同社では、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、元同僚からも証言を得ることができなかったため、申立人の申立期間当時の勤務状況が不明である。

また、申立期間当時、A社で勤務していた複数の元従業員によると、「同社が経営難になり、本店をC市からD市に移したころ(登記簿によると昭和 33年12月5日に本店を移転したことが確認できる。)、支店等が大幅に整理・縮小され、B支店も32年から33年ごろには個人企業となって営業を続けていたと思う。」と証言しており、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社B支店の元支店長や、申立人が自分より先に退職したとする先輩従業員についても、申立人と同日(33年11月29日)に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、上記元従業員の証言には信びよう性が認められる。

さらに、申立人が、申立期間当時、A社B支店で社会保険関係の手続を担当 していたとする同支店の元支店長は既に死亡しており、申立人が申立期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認するこ とができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険被保険者番号は連番になっており、欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない上、同名簿の申立人の備考欄には健康保険証を返納したことを示す「証返納」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から31年9月25日まで 昭和31年9月25日にA社を退職して、直ぐにB社に勤務し、37年に役 所を退職した。

B社では、一時金をもらったことを記憶しているが、A社では脱退手当金を受給していない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間の 脱退手当金については、昭和32年8月20日に支給決定されている旨の記録が 確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さ はうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度が創設(昭和36年)される前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年加入する必要があったことから、申立てに係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約5年半であった申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から38年9月1日まで

結婚して間も無く退職したが、会社から脱退手当金についての説明も無く、私自身も脱退手当金のことは知らなかったので、会社に請求もしていない。社会保険事務所の記録では、昭和38年12月20日に社会保険事務所で脱退手当金9,964円が支払済みとなっているが、その場所に行ったことも、受け取った覚えも無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることの確認を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から36年2月26日まで

私は、60歳になって年金の受給が始まった時に、厚生年金保険の加入月数が実際よりも少ないことに気がつき、社会保険事務所で相談したところ、申立期間については脱退手当金を受給していると言われた。しかし、私には脱退手当金を受給した記憶は全く無い。

また、年金記録では、昭和36年5月17日に脱退手当金が支給されたことになっているとのことであるが、私は当時、脱退手当金という制度も知らなかった。

さらに、退職時に会社から説明は無く、昭和36年4月20日に結婚した後、 転居しているが、転居後、同市の自宅に脱退手当金の請求書が送付されてき たことも無く、手続をしたことも無い。

私は脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱手」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年5月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から28年3月31日まで

私は、中学校を卒業して少し経った昭和26年4月にA社(現在は、B社) C支店に就職し、28年3月31日ごろまで勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年4月から28年3月31日までの間、A社C支店に継続して勤務していたとしており、当時の元同僚及び元上司の氏名並びに担当業務内容について詳細に記憶していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人によると、当該元同僚は既に亡くなっているとしており、社会保険庁の記録によると、元上司も亡くなっていることが確認できたことから、社会保険庁の記録により、申立期間当時にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員6人を把握し、当該元従業員から聞き取り調査を行ったが、すべての者が「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間に同社において在籍していたことについての具体的な証言を得ることができない。

また、B社によると、申立てに係る事業所は既に閉鎖しており、当時の人事 記録等の資料は残っておらず、申立期間当時に勤務していた職員も既に退職し ているため、申立人の勤務状況等は不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社(A社C支店の適用事業所名)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和26年4月から28年3月31日までの期間に同社C支店において被保険者資格を取得した者の中に申立

人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自 然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほ かに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から21年2月21日まで 私は、昭和18年ごろから勤労動員学徒としてA社(現在は、B社)に勤務し、業務に携わっていたが、社会保険庁の記録によると、戦後の21年2月以降の記録しか存在しておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、勤労動員学徒としてA社に勤務していたと主張しているところ、元同僚の一人が、勤務期間は特定できないものの、勤労動員学徒として申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる供述をしている。

また、学徒勤労令(昭和19年勅令第518号)は、昭和20年10月11日をもって廃止されていることから、申立人は、申立期間のうち同日以降は、A社に勤労動員学徒としてではなく一般の従業員として勤務していた可能性があり、申立人の詳細な記憶、元同僚の証言及び21年1月30日撮影の集合写真から、申立人が同年2月21日より前に、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記写真に写っている男性の元従業員二人については自身の 供述から、また、女性の元従業員3人については別の元同僚の証言から、いず れも昭和20年にA社に入社したものとみられるが、社会保険庁の記録による と、これら5人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の21 年2月21日であることが確認できる。このことから、同社は、申立期間当時、 入社と同時には社員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、A社が昭和26年5月にC社と合併してできた現在のB社によると、合併前に退職した従業員の記録は保存しておらず、戦時中に勤労動員学徒が勤

務し厚生年金保険に加入させていたか否か、申立期間当時に厚生年金保険料を 控除していたか否かについては確認できないとしている。

なお、学徒の勤労動員が通年化された後の昭和 19 年 5 月には、勤労動員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令(昭和 16 年勅令第 1250 号)第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号(昭和 19年 5 月 29 日)に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から同年8月1日まで

昭和42年1月1日の厚生年金保険の被保険者資格が喪失になっていますが、同年7月末日に妊娠6か月で退職しました。同年1月1日の時点では妊娠もしていませんので退職はしていません。年金の記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社(現在は、B社)を昭和42年7月末日に退職したので、同年8月1日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日であると主張しているが、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、A社が同年1月18日に、「41年12月31日退職、42年1月1日資格喪失」とする届出を社会保険事務所に提出していることが確認できる上、同通知書には、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」と記載されていることも確認できる。

また、A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、離職日は昭和41年12月31日となっており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から聴取したものの、申立期間に申立人が勤務していた旨の供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が資格喪失した昭和42年1月1日以降に申立人の氏名は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことをうかがわせる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は

無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月1日から52年10月31日まで

② 昭和53年2月1日から56年11月30日まで

③ 昭和57年3月1日から59年10月31日まで

④ 昭和59年12月1日から63年10月31日まで

⑤ 昭和63年11月1日から平成4年3月1日まで

私は、A社を退職した後、申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはC社に、申立期間③については、D社に、申立期間④については、E社に、申立期間⑤については、F社にそれぞれ勤務していたと記憶しているが、社会保険庁の記録上、これら申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、B社において勤務していたとしているところ、同社の在籍記録によると、申立人は昭和50年12月10日から51年11月30日までの間、販売委任契約による完全歩合給制の販売委任契約者であったとしており、同社において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社によると、販売委任契約者については、雇用保険及び 社会保険の適用は無かったとしている。

2 申立期間②については、申立人は、C社において勤務していたとしているところ、同社によると、当時の人事記録は廃棄し残っていないものの、同社の申立期間当時の従業員によると、「申立人は申立期間中にG業務の担当として在籍の記憶はある。」と証言しており、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該従業員によると、「申立人は、申立人の要望により入 社当初から雇用保険及び社会保険の加入手続を行っていなかった。」と証言 している。 また、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、また健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

3 申立期間③については、申立人は、D社において勤務していたとしているが、社会保険事務局によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いとしている上、法務局においても、当該事業所に係る商業登記簿は見当たらないとしている。

また、申立人は、当該事業所の元同僚の氏名を記憶していないため、当時の状況について、確認を行うことができない。

4 申立期間④については、申立人は、E社において勤務していたとしているが、H社会保険事務局によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いとしている。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は、当該期間のうち昭和63年4月14日から同年10月31日までの期間について、I社の被保険者であったことが確認でき、同社によると、申立人は同社に在籍していたとしている。

5 申立期間⑤については、申立人は、F社において勤務していたとしているが、社会保険事務局によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いとしている。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録を見ると、当該期間について、I社の被保険者であったことが確認でき、同社によると、申立人は同社に在籍していたとしている。

なお、I社において勤務していた期間について、同社は「申立人は在籍していたが、本人より社会保険に加入しないとの要望があり、加入手続を行わなかった。」としている。

6 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月30日まで

② 昭和28年12月14日から29年2月10日まで

③ 昭和29年6月29日から31年3月27日まで

中学卒業後、昭和28年4月1日から31年3月27日まで、A社に勤務していたはずである。厚生年金保険の記録がおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格取得日が昭和28年7月1日であることが確認できるが、同社は既に廃業しており、申立人のことを覚えている元同僚等も見つからないため、申立人が同社に入社した日を確認することができない。

また、A社の複数の元従業員の証言と社会保険庁の記録を照合すると、厚生年金保険の加入時期が勤務開始時期より遅れている者や厚生年金保険加入記録が無い者が複数確認できる上、申立人のことは覚えていないものの、同時期に勤務していた申立人の兄のことを覚えている元同僚が、「同社には3か月の見習期間があり、見習期間中は正社員ではなく、厚生年金保険にも加入させなかった。」と証言していることから、同社では、入社した者すべてを速やかに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及びその兄を含む 45 人が昭和 28 年 12 月 14 日に資格喪失していることが確認できる上、同社の複数の元従業員が「同社は 28 年 12 月に倒産したので退職した。失業手当をもらった。」と証言して

いる。

また、当該名簿を見ると、申立人及びその兄を含む8人が昭和29年2月10日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち同社においていったん資格を喪失した後、再取得しているのは申立人及びその兄の二人のみであることが確認できる。申立人の標準報酬月額は第1級(最低等級)であったため、再取得時も同級のままであるが、申立人の兄については、資格喪失時の第15級から再取得時には第13級に下がっていることが確認できることから、申立人及びその兄は、社会保険庁の記録どおり、何らかの事情により、いったん喪失した被保険者資格を同日に再取得したものと推認される。

さらに、当該名簿を見ると、申立期間②にA社において厚生年金保険被保険者資格が継続している被保険者は16人確認でき、その中には当時の支店長や取締役が含まれている。これについて、昭和28年12月に退職した元同僚は、その16人は残務整理をしていた者だと思うと証言している。

3 申立期間③については、申立人の詳細な記憶等から、申立人が、当該期間 にA社で勤務していた可能性はあるものの、元同僚等の証言を得ることがで きないため、申立人の勤務状況は明らかでない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当時の支店長、取締役、申立人及びその兄を含む 16 人が、昭和 29 年 6 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同日以降、同社において被保険者資格を有する者は確認できない。

さらに、社会保険事務局は、社会保険事務所が保管する上記被保険者名簿には全喪日の記入が無いため、A社の全喪日を確認することができないが、同社のすべての被保険者が昭和29年6月29日までに被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同日が全喪日と考えられるとしている。

4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月21日から34年10月3日まで

② 昭和34年11月1日から36年3月23日まで

私は、昭和32年8月21日にA社B支店に入社し、34年10月の結婚に際し一度退職したが、同年11月に復帰し、36年3月に妊娠が分かったので依願退職した。申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、結婚による退職を挟む勤務期間を支給対象期間とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間②に係る被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和36年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の支給要件を満たしている女性被保険者19人のうち、13人に脱退手当金の支給記録があり、おおむね10か月以内(申立人を含む10人は6か月以内)に支給決定がなされていることが確認できる上、申立人の退職と同時に同事業所に転勤してきた元従業員の一人は、退職時、会社から脱退手当金請求書の記入方法等を教わり、退職後、金融機関で受領したことを覚えていると証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から40年3月ごろまで

② 昭和40年4月ごろから41年3月26日まで

私は、中学卒業後の昭和32年4月1日にA社に入社し、社長宅に住み込みで勤務していたが(申立期間①)、その後、同社が事業を縮小したことに伴い、40年4月ごろに知人が紹介してくれたB社に転職した(申立期間②)。

一昨年、ねんきん特別便が届き、上記2社で勤務していた昭和32年4月1日から41年3月26日までの厚生年金保険被保険者期間の記録が抜けていることに気付いたが、私は厚生年金保険に加入していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時のA社の代表取締役の息子(現監査役)の証 言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当時の代表取締役とその妻は、昭和35年10月1日に国民年金の加入手続を行い、36年4月から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が、当該期間の うち昭和40年6月1日から41年1月15日までB社に勤務していたことは 確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B社は昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年4月から同年11月30日までは厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員

25 人を抽出し照会した結果、回答があった 18 人のうち7人は、昭和 40 年 12 月1日より前から同社に勤務していたとしているものの、社会保険庁の記録によると、被保険者資格の取得日は同日より後であることが確認できる。さらに、このうち 41 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した一人は、「同社は、店舗拡大に伴い従業員が増加したため、社会保険事務所の指導を受け、41 年 4 月ごろから厚生年金保険への加入に積極的になったのではないか。」と証言している。これらのことから、同社は、40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったものの、すぐには社員全員の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管しているB社の健保記号番号順索引簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番は無く、当該索引簿の記録に申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年8月14日まで

② 昭和35年11月14日から37年3月31日まで

③ 昭和37年9月15日から40年5月1日まで

④ 昭和40年5月1日から41年6月15日まで

⑤ 昭和41年9月7日から同年11月1日まで

私は、年金は老後の生活資金であり、途中で受け取ることはできないと思っていたので、社会保険のある職場で勤務することを意識してきた。

しかし、平成 16 年 9 月ごろ、年金の受給手続のために年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていると知った。

厚生年金保険が途中で解約できるとは知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人と同時期にA社を退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性10人(申立人を除く。)を調査したところ、10人全員に脱退手当金の支給記録が無いことなどから、当時、A社において代理請求が行われていた可能性は低いと考えられるところである。

しかしながら、申立期間①はB市内の事業所、申立期間②はC市内の事業所、申立期間③及び④はD市内の事業所、申立期間⑤はE市内の事業所と、複数の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の記録が、当該事業所を管轄する各々の社会保険事務所において管理されており、脱退手当金は、これら5つの被保険者期間について漏れなく請求されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月26日から同年5月31日まで 私は、A社を退職した昭和39年1月26日にB社に入社し勤務していた。 社会保険庁の記録によると、入社当初の厚生年金保険加入記録が抜け落ち ており、入社して約4か月後の昭和39年6月1日に被保険者資格を取得し たこととされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の一人が、申立人は昭和39年1月から同年10月までB社で勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、別の元同僚は、申立人と同様に、昭和39年1月にB社に入社し勤務したとしているものの、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年6月1日であることが確認できる。このことについて、当該元同僚は、入社当初は見習いであったため社会保険には加入してもらえず、同年5月にけがをしたことを契機に翌月から加入することとなったとしている。また、申立期間当時から59年ごろまで同社で総務を担当していた職員によると、同社は社員の入退社が頻繁ですぐに辞める人も多かったため、社員の入社後すぐには厚生年金保険の加入届を提出していなかったと証言している。これらのことから、同社では、必ずしも入社と同時に社員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において整理番号の欠番等は無く、名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、事業主は、申立期間に係る関連資料等は現存していないとしている

上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から46年8月1日まで

A社の紹介で、B社に入社した。資格手当が加算されて前の勤務先より給料は大幅にアップしていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が低すぎる。給与明細は結婚した時に破棄し、証明になるようなものは無いが、社会保険庁の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社(申立期間当時は、B社)から提出された、i)申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(昭和43年6月7日受付)に記載されている標準報酬月額、ii)「給与体系に関する協定書」(43年3月1日実施、事業所及び労働組合の押印有)及び申立人に係る「個人履歴簿」から当該事業所が試算した報酬月額に相当する標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている申立人の資格取得時の標準報酬月額と一致する。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立期間の標準報酬月額は、該当年度に 適時処理されており、不適正な遡及処理をうかがわせる不自然な点は見当たら ない上、申立人の申立期間当時の標準報酬月額は、複数の元同僚に係る標準報 酬月額と大きく相違していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる28人(当時の経理責任者を含む。)に給与明細書の有無等の保険料控除の状況について照会し、19人(当時の経理責任者を含む。)から回答があったものの、申立期間において申立人の給与から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。